

議案第 37 号

狹山市新型インフルエンザ等対策本部条例

条例別紙のとおり

平成 25 年 6 月 4 日提出

狹山市長 仲 川 幸 成

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、狹山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狹山市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、狹山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 狹山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 狹山市新型インフルエンザ等対策副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 狹山市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。